

DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けていませんか?

配偶者間や恋人同士で行われる暴力を、DV(ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力)といいます。DVには、さまざまなものがあります。



身体的なもの

殴る、蹴る、首を締める、物を投げつけるなど

精神的なもの

暴言、長時間の説教、無視など

経済的なもの

生活費を渡さない、レシートチェックをされるなど

性的なもの

性交を無理強いする、避妊に協力しないなど

DVの被害にあっている方は、継続して相手に支配されているうちに、抵抗・脱出する気力を奪われ、相手に依存してしまいがちです。自分だけが悪いと思い込んでいませんか。一人で悩まず、周りの人や行政や警察の相談窓口、弁護士に相談してみましょう。

法律相談のご案内

042-548-2450

事前
予約制
お電話で

予約受付時間

9:30~17:00(土日祝は除く)

相談料金

※2022年10月現在

30分
5,500円
(税込)

延長
15分につき
2,750円
(税込)

債務整理のご相談は
初回30分以内
無料

相談日

月・水・金 12:00~20:00

土(奇数週) 10:00~12:00, 13:00~15:00



※予約受付・相談日は、祝・祭日、年末年始を除きます。
※左記以外の日をご希望の場合はお問合せください。
※詳細は予約電話番号までお問合せください。

弁護士法人多摩パブリック法律事務所
(本所) 〒190-0012 (東京弁護士会所属)
東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル2階
TEL.042-548-2422(代表) FAX.042-548-2437

お困りの際は、悩まずにまずはご相談を！
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://tamapb-law.jp/>

多摩パブリック

検索



2022_10

「別冊」

たまパブ通信

Ⅱ 離婚、そのときどうする?

もう、夫/妻とはいっしょに暮らしていけない。
離婚したい!
でも自分たちだけではうまく話し合えないかも…

夫/妻から離婚してほしいと言われたけど、急にそんなこと言われても…どうすればいいの!?

離婚を考えているけれど、よくわからないなあ。
どんなことを決めておくべき??

離婚すると、もう子どもとは会えなくなっちゃうの?

離婚にあたって、どのようなことを決めておくべきでしょうか。また、手続はどのようなしくみになっているのでしょうか。

これだけは
知って
おきたい

離婚 Q & A

離婚をするときには、どんなことが問題になるでしょうか。

離婚はいつでもできる？

当事者同士(夫、妻)が合意すれば、いつでも離婚できます。合意が成立しないときは、裁判で離婚を求める必要があります。裁判で離婚が認められるには法律(民法770条1項)で決められた次の①～⑤のどれかの事情があると判断される必要があります。

- ①配偶者に不貞な行為があったとき。
(=配偶者以外と肉体関係を持ったとき)
- ②配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- ③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- ④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- ⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

離婚するまでの生活費はどうしよう？

夫婦間には、お互いの生活を自分と同程度に保つ義務があるので、婚姻(=結婚している間は、仮に別居していたとしても収入の少ない方は多い方へ生活費の支払を求められることができます。生活費のことを「婚姻費用」(略して「コンピ」といいます。

当事者同士だけで支払いをする、しないや金額について話がまとまらなければ、離婚とは別に、婚姻費用の支払を求める調停を家庭裁判所に起こすことができ、離婚と並行して話し合うことができます(離婚成立または別居解消までのことについて決めることとなります)。調停では、双方の収入を考慮した「算定表」が用いられており、その額が1つの目安となります(裁判所HP参照)。

親権って決める必要があるの？

「親権」とは、子を監護教育し、子の財産を管理する親の権利で、同時に義務でもあります。未成年の子がいる夫婦は、離婚後にどちらが親権者になるかを決めなければ離婚できません。話し合いでどうしてもまとまらなければ、最終的には、離婚訴訟において家庭裁判所が子の利益、子の福祉にとって、より適格なのはどちらかという観点から、父母のどちらを親権者とすべきかを決めます。

養育費、どのくらいもらえるの？

「養育費」とは、離婚後に、未成熟子の監護に必要な費用を、子と同居していない親が、同居している親に支払うものです。支払金額は、子や父母の生活状況に応じて話し合いで決めます。調停では、父母双方の収入を考慮した「算定表」(裁判所HP参照)を1つの目安に話し合いが行われます。この算定表は当事者で話し合う場合にも参考になります。

支払う期間は、子が20歳に達する月までとするのが原則と考えられていますが、協議によりそれ以上、例えば、子が大学を卒業する月までと定めることもできます。

面会交流ってなに？

離婚あるいは両親の別居によって別に暮らすようになった未成年の子と一方の親との交流を「面会交流」といいます。直接会うほか、手紙や写真で間接的に交流する方法もあります。当事者同士だけで実施方法や頻度について決めることが難しければ、離婚調停の中で話し合うことも、離婚調停とは別に、面会交流の調停をすることもできます。子の福祉、利益を第一に考えて決めることが重要です。

離婚の3ステップ

- ①協議離婚 裁判所を使わず、当事者の話し合いで決めます。弁護士を代理人にすることもできます。
↓
- ②調停離婚 家庭裁判所で調停委員会(2名の調停委員と1名の裁判官で構成されます)を介して話し合って決めます。調停の手続きはご自身だけでも、弁護士を代理人にすることもできます。
↓
- ③裁判離婚 調停がまとまらず、それでも離婚したければ、裁判(離婚訴訟)を起こすこととなります。途中で和解が成立しなければ、最後は裁判官が判決で決めます。いきなり裁判はできず、事前に調停を行う必要があります(調停前置主義)。

財産分与の「財産」って何？

「財産分与」とは、婚姻中に共同して形成した財産を離婚に際して分配するというものです。名義が夫婦どちらのものであるかを問わず、婚姻中に取得した財産(土地、建物、車、預金、保険など)の価値を合計し、婚姻中に生じた債務(住宅ローン、自動車ローンなど婚姻生活の維持のための債務)の額を差し引き、プラスがあれば、それをどう分けるか決めていきます。「2分の1ずつ分けましょう」というのが原則です。婚姻前から夫婦の一方が持っていた財産や、夫婦の一方が相続により取得した財産などは、分配の対象になりません。



慰謝料を請求できるのはどんなとき？

夫婦の一方が他方に対し違法な行為をし、その結果離婚せざるをえなくなったときは、精神的損害を受けた当事者は、離婚に際し、加害者である相手方に慰謝料を請求することができます。たとえば相手方の不貞行為が原因で離婚となった場合や、相手方の暴力が原因で離婚となった場合などです。

慰謝料の額は違法行為の内容によって異なります。慰謝料を支払う支払わないや、金額について話し合いがまとまらなければ、最終的には訴訟において慰謝料の有無や額を決めることとなります。



年金分割ってなに？

「年金分割」とは、厚生年金・共済年金の報酬比例部分について、婚姻期間中の保険料の納付実績を分割する制度です。婚姻期間中の納付実績を分け合っておくことで、元夫婦それぞれが将来受け取れる年金の額に不平等が生じないようにしようというものです。分割の割合は、原則として2分の1(0.5)ずつとされています。

離婚の際、年金分割の合意が成立した場合、実際に年金分割をするためには、離婚から2年以内に、年金事務所等に年金分割の請求をする必要がありますので注意して下さい。



☆弁護士費用について

離婚の協議(交渉)や調停、訴訟を弁護士に頼むには、費用(着手金、報酬金、実費)がかかります。

しかし、資産や収入(相手方となる配偶者の分は含めません)が一定基準以下の方は、法テラスを利用して、弁護士費用を立て替えてもらい、分割払いにできる場合があります。

☆婚姻費用・養育費の算定表はこちら↓

東京家庭裁判所HP http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/